公表対象随意契約一覧(R7.12月分)

No.	担当する課又は室の名称	契約内容	契約締結日	契約相手方の名称及び所在地	契約金額（円）	適用条項	随意契約の理由
1	防災安全課	浜田市災害情報Webシステム導入業務	令和7年12月1日	アジア航測株式会社　出雲営業所 出雲市中野美保南3丁目3-4	29,700,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市プロポーザル方式選定委員会での審査結果による。
2	地域福祉課	障がい者福祉システム端末他機器更新業務委託に係る賃貸借	令和7年12月1日	三菱ＨＣキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号 株式会社日立ソリューションズ西日本 広島県広島市中区八丁堀3番33号	6,283,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	・現行システムは当市独自のカスタマイズを行っており、他の業者では現行システムの内容に対応できず、業務に支障をきたすため。 ・現行システムにおいて障がい福祉システム標準化に向けた作業を費用投資を行いながら実施している状況であり、スケジュール・職員負担・コスト等を鑑みて、現行システムの保守・運用を行っている当該相手方以外の事業者が履行することは合理性に欠け、困難であるため。
3	総合窓口課	戸籍システム端末他機器更新業務委託に係る賃貸借契約	令和7年12月1日	三菱HCキャピタル株式会社　中四国支店 広島県広島市中区袋町5-25 株式会社日立ソリューションズ西日本 広島県広島市中区八丁堀3番33号	8,329,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	現在運用している戸籍情報システムは、本契約の相手方である株式会社日立ソリューションズ西日本が導入（三菱HCキャピタルから）し、同社以外の作業は不可能であるため。
4	行財政改革推進課	東分庁舎外壁修繕	令和7年12月5日	株式会社伊原組 浜田市京町61	1,331,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	東分庁舎2階の西側隅の外壁が剥がれ落ちており、周囲にも被害が拡大する恐れがあると判断された。更に外壁全体を確認したところ、各所にコーキングの劣化が認められ、早急な対応が必要となった。
5	スポーツ振興課	浜田市野球場一塁側扉改修工事	令和7年12月9日	株式会社三木工務店 浜田市原町51番地	2,090,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	令和7年9月11日に指定管理者から一塁側のグラウンドに出る扉が倒れ、応急処置として開閉できないよう施設内からロープで固定している状態であるが危険な状態が続いている。利用者が扉に接触した際に倒れてくる可能性が高く、人的被害が発生する恐れがあり、非常に危険であることから、施設のオフシーズンに早急な工事が必要であるため。
6	金城支所産業建設課	美又温泉外湯建設サブコアエリア詳細設計業務	令和7年12月11日	中塩和彦建築設計事務所 広島県広島市中区大手町2丁目11番27新大手町ビル904	21,400,500	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市プロポーザル方式選定委員会での審査結果による。
7	教育総務課	浜田市立松原小学校外壁補修工事	令和7年12月17日	播磨屋塗匠株式会社 浜田市殿町83-8	2,200,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜田市立松原小学校外壁補修工事について、経年劣化による外壁落下を防ぐために実施するものである。 　令和7年度6月17日（火）に松原小学校の立ち入り禁止場所の外壁が落下したため、浜田市契約規則第22条第4項に基づき、外壁調査業務において専門的な知識を有しており、また緊急対応が可能な者である播磨屋塗匠株式会社に緊急発注を行った。 　そのため、外壁調査業務の委託業者と異なる業者が施工すると、施工後に外壁落下等の事故が発生した場合、責任の所在が不明確となり適切な対処に支障をきたす恐れがあるため。
8	環境課	使用済乾電池の運搬及び処分業務	令和7年12月18日	野村興産株式会社　関西営業所 大阪府中央区高麗橋2丁目1番2号	2,884,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	一部の電池や水銀血圧系は、「水銀仕様製品産業廃棄物」に分類され、処分する際は、他の廃棄物と混合しないようにするなど特別な措置が必要であり、それを行うことのできる、国内唯一の水銀リサイクル企業であるため。
9	水道管理課	起債管理システム ソフトウェア使用許諾及び保守業務	令和7年12月18日	株式会社ぎょうせい　中国支社 広島県広島市中区三川町2-10 愛媛ビル・広島5階	1,056,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	水道事業会計では、現在、「株式会社ぎょうせい」から起債管理システムを導入し起債管理関連事務を執行しているが、現行システムの利用に係る契約期間が令和7年12月末日をもって満了となる。 契約期間満了後における起債管理システムの導入に当たっては、引き続いて同社のシステムを使用することにより、他社システムの導入に比して、システム導入に係る初期費用やデータ移行に係る事務手数料等の軽減といった価格面での優位性の発揮が見込まれるため。 加えて、現行と同等のシステムを使用することにより、事務に継続して携わる企業職員の事務効率の維持を図ることが期待できるため。
10	教育総務課	浜田市立第二中学校外壁撤去工事	令和7年12月22日	株式会社伊原組 浜田市京町61番地	1,569,700	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	令和7年11月18日（火）、別工事の竣工検査の際、検査員より第二中学校の外壁の一部について落下の恐れがあると指摘を受けた。該当部分は、通学路に隣接しており、人身事故を起こす可能性があるため、緊急的な工事を実施しなければならない。 業者の選定については、本工事において専門的な知識を有しており、また緊急対応が可能な者であるため。
11	工務課	美川浄水場次亜貯留槽修繕	令和7年12月23日	株式会社ウォーターテック　広島営業所 広島県広島市東区二葉の里1丁目1番72号	4,268,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号	美川浄水場には水道法で決められている次亜塩素酸ソーダを蓄えておく貯留槽があるが、2系次亜貯留槽から液が漏れているのが確認された。この薬品は適正な管理も定められていることから、早急な状況確認と修繕対応を納入業者の株式会社ウォーターテックへ依頼した。
12	DX推進課	基幹系情報システム更新業務再賃貸借	令和7年12月26日	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町4番21号	2,482,260	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	当該事業者は、現住民情報システムの納入業者であり、本契約は現行契約で提供されている機器を再賃貸借するものである。よって、引き続き同社の所有する機器等を利用することで安定したサービス提供が可能となるため選定するものである。
13	工務課	浜田市工業用水道建物調査業務	令和7年12月26日	株式会社ウエスコ　浜田支店 浜田市黒川町328-1	3,300,000	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	現在浜田市では水位地質調査業務を発注し、水位観測や地質調査により工業用水の取水が水源地周辺の地盤や建物へ影響していないか調査している。また、建物への影響の有無を確認するため、現在の水源地周辺の建物状況も調査することが必要である。この調査は、水源地周辺の水位や地質の状況と関連があり、現在行っている水位地質調査業務のデータを用いた比較分析を行う必要もあることから、円滑に調査を行うことができる事業者は、現在水位地質調査業務を受注している株式会社ウエスコ 浜田支店のみであるため。